資料7



ASBJにおける会計基準の開発及び 国際的な意見発信のフォローアップ

企業会計基準委員会 2015年11月19日



日本基準の開発に関する報告のフォローアップ

- IFRS第15号を踏まえた収益認識に関する包括的な会計基準の開発
 - 第2回会計部会(2015年4月15日)において、標記について着手したことを ご報告させて頂いた。その後の取組みの状況は、以下のとおりである。
 - 収益認識専門委員会を9回開催し、以下の審議を行っている(専門委員会開催の都度、親委員会で審議を行っている。)。
 - ➤ IFRS第15号の内容の把握
 - ▶ 仮にIFRS第15号の内容を我が国の会計基準として導入した場合に生じる適用上の課題の分析(この審議の中で、日本公認会計士協会に24の事例のご報告を頂いた。)
 - 現在、プロジェクトの初期の段階であるが、適用上の課題を幅広く把握するために、意見募集を行うことを検討している。



修正国際基準の開発に関する報告のフォローアップ

- 第1回会計部会(2014年12月15日)において、修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)の公開草案の公表に向けた取組みについて、ご報告させて頂いた。
- その後、審議の上、2015年6月30日に修正国際基準を公表した。
- 最終的に、公開草案における提案と整合的に、2012年12月31日現在で IASBより公表されている会計基準及び解釈指針について、「のれんの非 償却」及び「その他の包括利益(OCI)のノンリサイクリング処理」に ついて「削除又は修正」を行った上で採択している。
- 現在、2013年中にIASBより公表された会計基準及び解釈指針に関する エンドースメント手続を実施している。



国際的な意見発信に関するフォローアップ(1/4)

- 第1回会計部会(2014年12月15日)において、国際的な意見発信に関して、 以下についてご報告させて頂いた。
 - 会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)を中心とした意見発信
 - 他国(FASB等)、地域(EFRAG、AOSSG等)の会計基準設定主体等との連携
 - 当期純利益(純損益)に関する意見発信
 - のれんの償却に関する意見発信
- 上記のうち、当期純利益(純損益)とのれんの償却等に関する議論の状況 についてご報告する。



国際的な意見発信に関するフォローアップ(2/4)

- 当期純利益(純損益)に関する議論
 - 現行の概念フレームワークでは、資産・負債・資本・収益・費用を財務諸表の構成要素とし、当期純利益(純損益)は構成要素とされていない。
 - 2015年5月に公表された概念フレームワークの見直しに関する公開草案では、純損益について、以下の提案がなされている。
 - ✓ 純損益計算書に含められる収益及び費用は、企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉である。
 - ✓ 純損益計算書において、すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に含まれることになるという推定がある(反証される場合にはOCIに計上される。)
 - ✓ 収益又は費用がある期間においてOCIに含められる場合には、それが将来のどこかの期間において純損益計算書に振り替えられることになるという推定がある (ただし、目的適合性が高まる場合には反証可能である。)
 - 上記について、リサイクリングを行うことを原則とするなど、ディスカッション・ペーパーで示されていたIASBの予備的な見解と比較して、我が国からの意見が反映されている部分があるが、主に以下の点について大きな懸念があり、コメントする予定である。
 - ✓ 純損益が構成要素とされず、定義がなされていない点
 - ✓ 計上されたOCIについて、反証される場合は、ノンリサイクリングとされる点



国際的な意見発信に関するフォローアップ(3/4)

■ のれんの償却に関する議論

- IFRS第3号では、2004年に行われた修正を踏まえ、のれんは非償却とされている。IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを実施し、2015年6月に当該適用後レビューを完了している。
- 完了時に公表されたフィードバック・ステートメントでは、のれんの非償却について、重要性が高いものとされ、リサーチ・プロジェクトに含めることとされた。
- その後、2015年9月に、IASBは、米国会計基準審議会(FASB)と共同して、今後の進め方に関する議論を行っているが、それ以降、特段の決定はなされていない。
- ASBJは、2015年3月に開催されたASAF会議で、のれんに関してEFRAG 及びイタリアの会計基準設定主体との取組みについて報告を行うととも に、2015年5月に、リサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関する リサーチ」を公表している。



国際的な意見発信に関するフォローアップ(4/4)

- 資産及び負債の認識に関する議論
 - 2015年5月に公表された概念フレームワークの見直しに関する公開草案では、現行のフレームワークにおける資産及び負債の認識の要件の一つである「当該項目に関連した将来の経済的便益が企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高い(いわゆる「蓋然性規準」)」を削除し、「資産又は負債が存在するが、経済的便益の流入又は流出が生じる蓋然性が低いものでしかない場合」には、目的適合性がない可能性があるとのみ記述されている。
 - この点、我が国の関係者からは、概念フレームワークから蓋然性規準に 関する明示的な記述が削除されることに強い懸念が聞かれている。
 - これらに対応し、ASBJは、2015年11月に、ショート・ペーパー・シ リーズ第2号「概念フレームワークにおける認識規準」を公表している。



